

<学校法人ガバナンス改革会議報告書に対する声明>

**戦後の私立大学制度を根底から掘り崩し、私学の自主性と大学自治を破壊する「新法人制度」ではなく、学校法人による不祥事・学園私物化の防止と公共性を高めるための私立学校法改正を求める**

2021年12月13日

日本私大教連中央執行委員会

はじめに

今般の私立学校法改正の目的は、理事長・理事による不祥事や不正を防止するために、他の公益法人制度と「同等のガバナンス機能が発揮できる制度改正」（骨太方針 2019）を行うことである。ところが、文部科学省（以下、文科省）に設置されていた「学校法人ガバナンス改革会議」（以下、改革会議）は、「理事長・理事会による不祥事を防止し、私立学校や学校法人への社会からの信頼を確保する」という本来の目的を反故にして、私立学校法が掲げる「私学の自主性、公共性」という私立大学制度・学校法人制度を崩壊させる内容を提示した。

改革会議は、12月3日に「報告書」をまとめ、現行の学校法人制度を根本から変質させる「新法人制度」を提示した。文科省はこれを受けて私立学校法改正の作業を進め、来春の通常国会に私立学校法改正法案が上程されることになる。もし、改革会議の審議内容や報告書にもとづいて私立学校法が改正されれば、現行の諮問機関から「最高監督・決議機関」へと強化される評議員会は、適格基準もまったく明らかにされていない正体不明の学外者が独占することになる。学校法人の重要事項は学外者だけで決せられ、評議員会・理事会が教学に介入することが可能となる。学外の経済・政治利権と結びついた評議員と理事長・理事との癒着による不正行為が頻発する事態も想定できるのである。戦後最悪の私立学校法改正となるろう。

以下、改革会議が示した改正事項とその審議プロセスに含まれる4つの重大な問題点を指摘し、これらを含む法改正に反対するとともに、本来の目的に立ち返って学校法人の公共性・透明性を担保するための私立学校法改正を行うことを強く求める。

### **1. 評議員からすべての大学構成員が排除され、正体不明の者による評議員会支配を招く**

報告書は、評議員と「現役の理事や教職員との兼任は認めない」とした。現行私立学校法では、評議員は①教職員、②卒業生、③それ以外に寄附行為で定める者という構成となっているが、改革会議は、教職員は学校法人の「使用人」で理事会の支配下にあると決めつけ、評議員から排除することを決定した。結果、学校法人の評議員は、学校法人および大学とは無関係であればあるほど適格であるということになり、「正体不明」の者が重要事項を議決する最高監督機関となる。

他の公益法人では、法人そのものが事業主体であり、雇用されるものはすべて「使用人」である。しかし学校法人制度は、学校法人（経営組織）とそれが設置する学校（教学組織）という二つの機関からなり、それぞれが、私立学校法と学校教育法という異なる法律によって

規律されている。教育・研究という事業の主体はあくまで大学であり、学校法人は教育・研究を支える役割を果たしているのである（私立学校法第24条）。理事会が、学長をはじめ構成員すべてを単なる「使用人」として支配するような制度ではないのである。そもそも、評議員に学部長をはじめ教職員が就任しているから、理事長の専断支配が可能になっているわけではない。評議員を選任する権限を理事長・理事会が持っているからである。

学校法人制度の特質を無視し、評議員会から教職員を除外することは、①評議員会の理事会に対する監視・監督機能、②教育研究という事業を担う教学の意向を経営に反映させる機能、この二つの機能を喪失させることになる。

教職員を評議員から除外するのではなく、また学外者からの意見が十分に取り入れられるように、たとえば日本私大教連が提案している「教職員4：卒業生3：有識者3」といった比重を私立学校法に明記することこそが必要である。

## 2. 学長（校長）が理事となる条文を廃止し、評議員会に学長（校長）理事の選任・解任権限を付与

現行の私立学校法は、学長（校長）は理事とすることを定めている（第38条1項1号）。学校教育法は「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する」（第92条3項）と定めており、2014年の学校教育法改正では学長が大学の最終決定権者と位置づけられた。学長（校長）は理事とすることを定めた現行私立学校法の条項は、学校教育法に基づく学校法人運営にとって不可欠な規定である。

しかし報告書は、評議員会の議決事項の一つとして、「理事、監事、会計監査人の選任・解任」を法定事項とし、すべての理事を評議員会が選任することを提示した。したがって、学長（校長）は理事とすることを定めた第38条は廃止されることとなる。改革会議は、仮に学長選挙によって選出された学長であっても、理事にならない場合があるとしている。

学長が理事であるから理事長や理事の不正が起きるわけではない。学長が不正を正せない事例の多くは、理事長・理事会が学長を選任している学校法人で生じているのである。学長の選出母体が法人ではなく大学であれば、学長が不正防止の役割を果たすことができるのである。改革会議では、こうした検証も議論もいっさい行われていない。

## 3. 理事会が教育・研究を支配する条文が新設される危険性

11月19日の第10回会合で配付された「報告書骨子案」には、①「理事会は、重要な業務執行の決定を理事に委任してはならない」に併記して、②「理事会は、学長・校長等を選定・解職する」との文言が突如として盛り込まれた。

理事会が、学長・校長等（学部長、副学長）を選定・解職することが法定されれば、大学の自治、教育の自由は、私学から一掃されることとなる。最終的に報告書では、理事会に関する法定事項として①のみが記載され、②の文言は削除されたが、改革会議の大学の自治、教育の自由、私立大学制度への不見識を露わにしたものであった。

こうした認識をもつ改革会議のもとで、「理事会は重要な業務執行の決定を理事に委任してはならない」ことが法定事項として残されたことは、大学を代表する理事である学長（ある

いは校長)に「委任」する教学事項を制限できる条文を新設しようとしているとみることができる。

#### 4. ガバナンス改革会議の閉鎖性、非民主性、独善性

2020年3月のガバナンス有識者会議の「まとめ」を受けた私立学校法改正の議論は、従来どおり大学設置・学校法人審議会で行われる予定であったものが、突如、事務次官決定によって文科大臣直属の会議として設置されたガバナンス改革会議に委ねられた。委員には「現役の学校法人理事長等はいれない」こととされ、高等教育や大学制度の専門家も含まれていない。改革会議では、私立学校法と学校教育法とを取り違えて発言しても訂正されることもなく審議がすすむ有り様であった。

日本私大教連のヒアリング招致の申し入れも拒否し、座長あてに送付した要請書を会議の場で配布することすらしなかった。また座長は、文科省が報告書に対するパブリックコメントを実施することも拒否したのである。改革会議では、私立学校制度が果たしている役割の検討もなしに、関係団体から噴出した異論に応答もせず、当初の不正防止目的との整合性も検討せずに、「新法人制度」の提案を決定したのである。

このような外部からの意見を受け入れない改革会議の閉鎖性、非民主性、独善性は、法改正の手続きとして異常である。行政の暴走、民主主義の危機である。

#### おわりに

こうした私立学校法改正が実現すれば、長い戦争の惨禍と引き換えに進められた一連の民主化政策のもとで、日本国憲法、教育基本法、学校教育法、私立学校法という法体系の成立により確立した学問の自由、私学の自由を侵害する戦後最悪の私立学校制度の改悪となる。

日本私大教連は、改革会議が提案する「新法人制度」ではなく、理事長・理事会による不祥事や不正行為の防止という原点に戻り、他の公益法人や一部私大と同様に、評議員会を議決機関とし、公共性が担保される学校法人制度となるよう私立学校法を改正することを要求する。こうした方向こそが、私立学校法第1条「この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。」という私立学校法の目的に適うものである。